

環境活動団体登録基準

平成 17 年 10 月 11 日 部長決裁

最近改正 令和 4 年 7 月 11 日

(目的)

第 1 条 この基準は、札幌市環境プラザに設置するミーティングルームの利用対象団体の登録を行うに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の条件)

第 2 条 登録の対象となる団体は、次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。ただし、本市の環境保全施策を効果的に実施するために必要があると環境政策課長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 環境保全活動の推進を主たる目的とした自主的な活動であること
- (2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であること
- (3) 市内を主たる活動の拠点とすること
- (4) 継続して活動することが見込まれること
- (5) 事業計画書を策定するなど、活動目的及び内容を明らかにしていること

(登録の承認)

第 3 条 登録を受けようとする団体（次項において「申込団体」という。）は、環境活動団体登録申込書（様式 1）を提出し、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申込書を審査し、登録の承認（以下「登録承認」という。）を決定したときは、申込団体に対し、環境活動団体登録承認書（様式 2）を交付する。
- 3 指定管理者は、前項の申込書及び承認書の写しを環境計画課に提出すること。

(登録の不承認)

第 4 条 指定管理者は、第 2 条各号に掲げる要件に該当しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であると認められる場合

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であると認められる場合
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(この候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であると認められる場合
- (4) 営利を目的とした団体であると認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体であると認められる場合
- (6) 公共性や公益性よりも団体内部に対しての利益が著しく高いと認められる場合
- (7) その他、この基準の目的に照らし、登録承認を与えることが不適当であると認められる場合

(登録承認の取り消し)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 登録承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)がこの基準に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な手段により登録承認を受けた場合
- (4) 登録団体が活動を停止したと認められる場合

(登録団体の情報の確認)

第6条 登録団体は、登録した団体情報に変更が生じたときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

- 2 指定管理者は、必要に応じて、登録団体に対し活動の状況等を確認するための資料の提供を求めることができる。
- 3 登録承認の有効期間は、登録承認を行った日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が経過した後、第3条第1項に規定する書面を提出し、あらためて登録の申込を行うことは妨げない。

附 則

この基準は、平成25年7月19日から適用する。

附 則

この基準は、令和４年７月１１日から適用する。